

放課後等デイサービス (重症心身障害児)



加盟店【座学研修②】

福祉制度の理解

2021.3.1

株式会社Granny〔グラニー〕

福祉制度の理解

- 【A】 障害児／者に関する保険制度 p.2～
- 【B】 放課後等デイサービスの理解 p.17
- 【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い p.18～



【A】障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(1) 障害者総合支援法の概要

①障害福祉施策の流れ

- (ア) 支援費制度の充実 [2003(平成15)年度]
- (イ) 障害者自立支援法の施行 [2006(平成18)年度]
目的：障害児／者の自立した生活を営むことができるよう支援
- (ウ) 障害者総合支援法の施行 [2013(平成25)年度]
- (エ) 児童福祉法の施行 [1948(昭和23)年度]

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(1) 障害者総合支援法の概要

②障害者総合支援法について

(ア) 法の目的

「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うこと

(イ) 対象範囲

身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害者含む）に加えて難病等
2018〔平成30〕年4月時点で359疾病が対象

(ウ) 利用できるサービス量

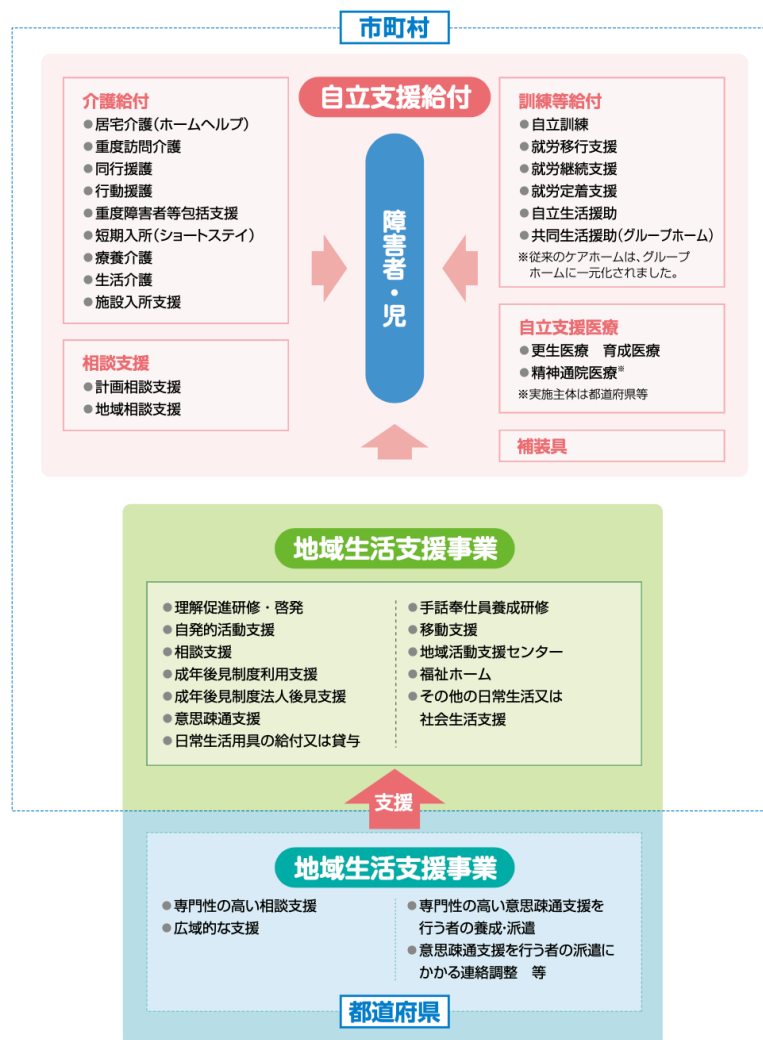
80項目に及ぶ調査、「障害支援区分」の測定

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(2) 障害者を対象としたサービス

①構成概要



【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(2) 障害者を対象としたサービス

②福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

(ア) 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) (者) (児)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 (者)	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
③ 同行援護 (者) (児)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 (者) (児)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 (者) (児)	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥ 短期入所(ショートステイ) (者) (児)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 (者)	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 (者)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援) (者)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(2) 障害者を対象としたサービス

②福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

(イ) 訓練等給付

① 自立訓練 ⑥	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援 ⑥	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) ⑥	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④ 就労定着支援 ⑥	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑤ 自立生活援助 ⑥	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
⑥ 共同生活援助 (グループホーム) ⑥	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(2) 障害者を対象としたサービス

②福祉サービスに係る自立支援給付等の体系 (ウ) 相談支援

事業名	内 容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ● 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ● 地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ● 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(2) 障害者を対象としたサービス

②福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

(エ) 地域生活支援事業

① 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
② 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う施設です。
③ 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(3) 障害児を対象としたサービス

①都道府県・市町村における障害児を対象としたサービス

(ア) 都道府県

障害児 入所 支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(3) 障害児を対象としたサービス

①都道府県・市町村における障害児を対象としたサービス

(イ) 市町村

障害児通所支援	児童発達支援	<p>児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。</p> <p>②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。</p>
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	<p>学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
	居宅訪問型児童発達支援	<p>重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。</p>
	保育所等訪問支援	<p>保育所等(※)を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018(平成30)年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。</p> <p>(※)保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等</p>

【A】障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(4) 利用の手続き

① サービス利用の流れ

(ア) **障害者支援区分**の認定

サービス利用希望者（利用者） → 市町村の窓口申請

(イ) **サービス等利用計画案**の提出

利用者は計画案を「相談支援事業者」にて作成 → 市町村に提出

(ウ) 市町村が計画案や勘案すべき事項を踏まえて**支給決定**

(エ) 相談支援事業者が**サービス担当者会議（担会・サ担会）**の開催

(オ) サービス事業者等との連絡調整を行い**サービス等利用計画**の作成

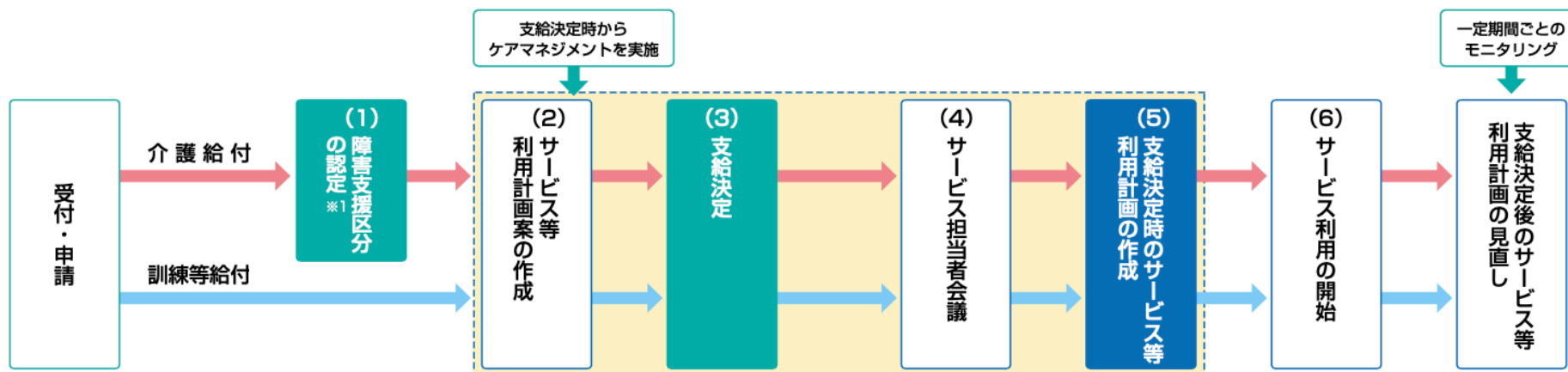
▶ サービス利用の開始

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(4) 利用の手続き

②支給決定プロセス

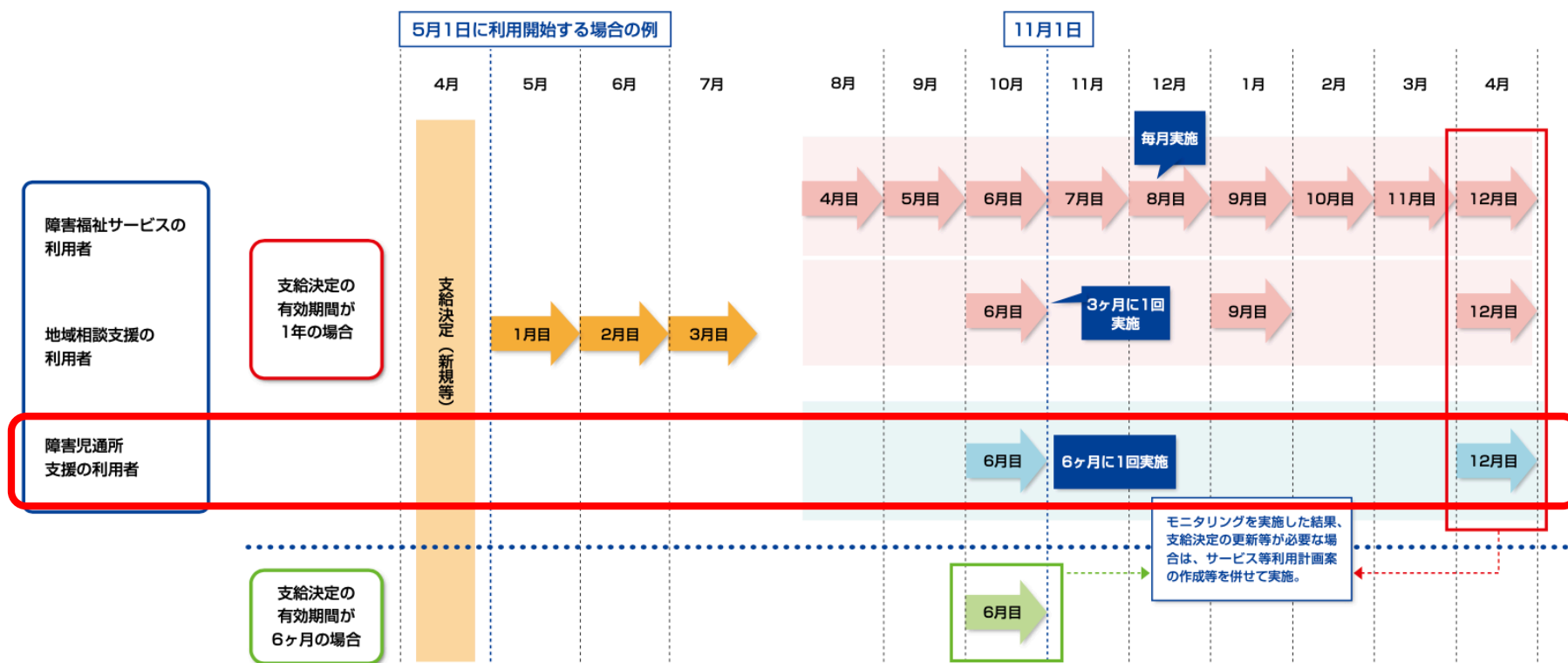


【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(4) 利用の手続き

③モニタリング



【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(5) 利用者負担の仕組み

① 障害者

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

② 障害児

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円(注)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

【A】 障害児／者に関する保険制度

※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(6) 障害福祉サービスの情報公表制度

①公表の目的

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資する

②情報の公表

独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（**WAMNET**）上で情報が公表

③報告・公表事項

(ア) 基本情報

法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報

(イ) 運営情報

利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営
・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報

【A】 障害児／者に関する保険制度

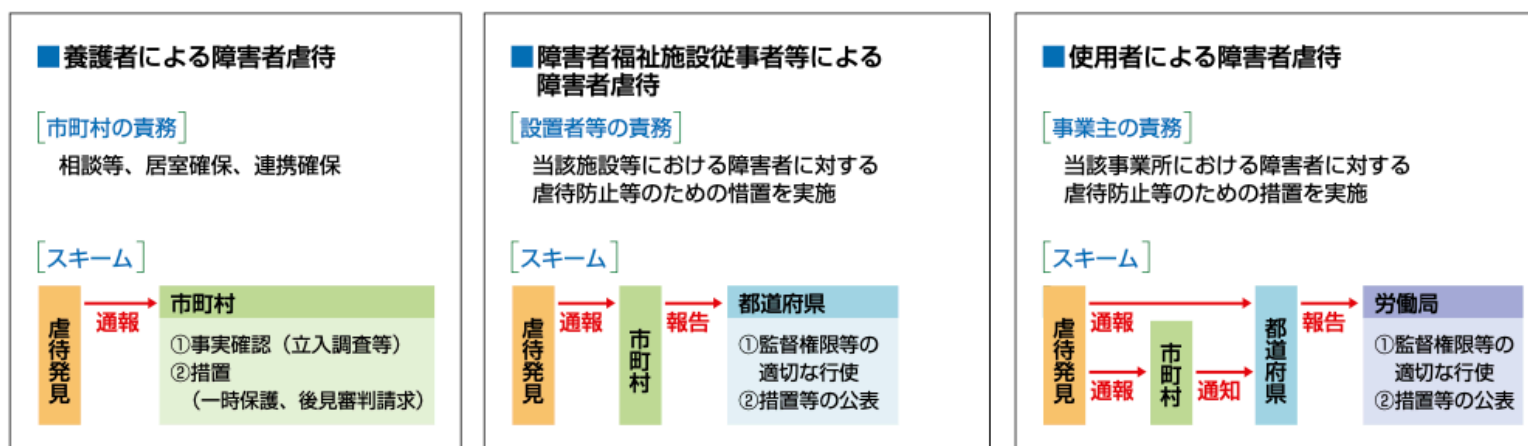
※参考資料『01.障害福祉サービスの利用について 2018年4月版』

(7) 障害者虐待防止法 (2012(平成24)年10月施行)

①目的

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資する

②虐待防止施策



【B】放課後等デイサービスの理解

○ 事業の概要

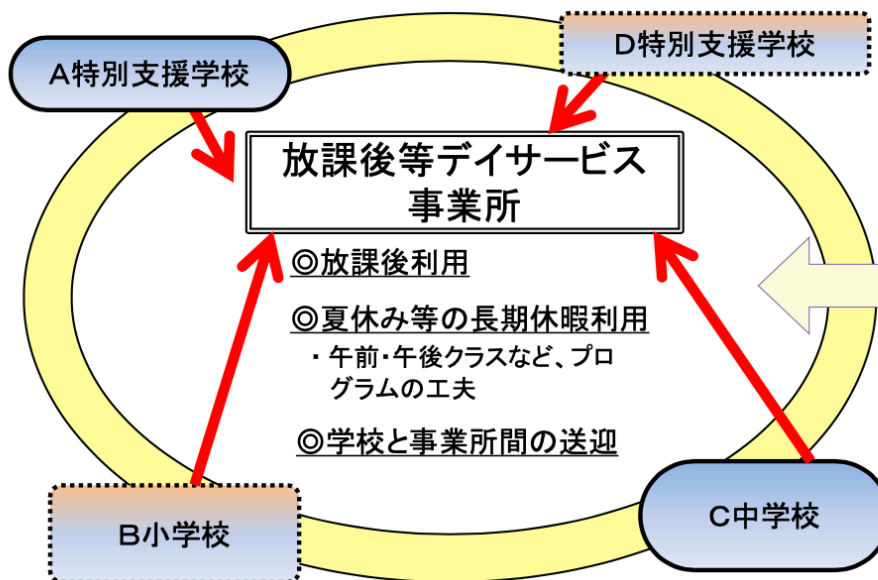
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
 (* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

★事業者ハンドブックの準備（出版元：中央法規）

※開設前の【行政現地確認の前】までに準備を推奨

※法改正がある度に購入すること



【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編』

(1) 人員基準

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第66条

一般放課後デイ

1 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が10までのもの 2以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編』

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- | | | |
|---|-------------|-----|
| 一 | 嘱託医 | 1以上 |
| 二 | 看護職員 | 1以上 |
| 三 | 児童指導員又は保育士 | 1以上 |
| 四 | 機能訓練担当職員 | 1以上 |
| 五 | 児童発達支援管理責任者 | 1以上 |

→ **重心放課後デイ (Granny)**

4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)
第67条

→ **一般放課後デイ**

第7条及び第8条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

↓
次頁参照

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編』

(管理者)

第7条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する**管理者**を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

看護職員 / 児童指導員 / 保育士 /
機能訓練担当職員 / 児童発達支援管理責任者
どの職種と兼務してもOK

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第8条

- 1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。
- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造 (基本)

基本部分		利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者 児童発達支援管理責任者を除く の員数が基準に満たない場合 (1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準を満たさない場合 (1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算 (1日につき)	専門的支援加算 (1日につき)	看護職員加配加算 (1日につき)
ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(-)定員5人 (1,756単位)	× 70/100			減算適用月～2月目迄 × 70/100 3月以上連続減算 × 50/100	—	× 85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +180単位	+374単位	イ 400単位 ロ 800単位
ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(-)定員5人 (2,038単位)	× 70/100			減算適用月～2月目迄 × 70/100 3月以上連続減算 × 50/100	4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	× 85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +180単位	+374単位	イ 400単位 ロ 800単位

報酬計算 → 単位 × 地域単価

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

		見直し後の児童の地域区分							
		0歳地 0.0%	1歳地 0.6%	2歳地 0.9%	3歳地 0.2%	4歳地 0.0%	5歳地 0.0%	6歳地 0.0%	その他 0.0%
現 行 の 障 害 児 の 地 域 区 分	0歳地 0.0%	東京都 特別区	千葉県 船橋市、印西市 東京都 葛飾区、墨田区、多摩市 神奈川県 横浜市中区、川崎市 大阪府 大阪市	東京都 武蔵野市、国分寺市、清瀬市、東久留米市					
	1歳地 0.5%		埼玉県 さいたま市、和光市 千葉県 千葉市、成田市 東京都 八王子市、三鷹市、豊島区、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国立市、福生市、東城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市中区 大阪府 守口市、大東市、門田市 兵庫県 西宮市、芦屋市、宝塚市	千葉県 野志野市、八千代市					
	2歳地 0.2%		東京都 東村山市	茨城県 千代市、つくば市 埼玉県 東松山市、朝霞市、志木市 千葉県 船橋市、流山市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、藤沢市、沼津市、厚木市 大阪府 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 取手市、つくば市				
	3歳地 0.0%		神奈川県 鶴巻市 愛知県 刈谷市、豊田市	埼玉県 本川町、日方町、北郷町、熊谷市、宇都宮市 千葉県 新井市、流木町、ふじ野市、三芳町 東京都 市川市、昭島市、狛江市、柏市、四国寺 東京都 あきる野市 神奈川県 藤原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、海老名市、相模原市 愛知県 西尾市 静岡県 大津市、沼津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高市、東大阪府、交野市 兵庫県 姫路市、伊丹市、三田市、川西市 広島県 広島市、府中町 福岡県 福岡市	愛知県 豊明市 大阪府 羽曳野市				
	4歳地 0.6%		大阪府 四條畷市	千葉県 安房 愛知県 みえ市 福岡県 春日市	茨城県 仙台市 東京都 古河市、利根町 静岡県 宇都宮市、下野市、野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市、川口市、行田市、西沢市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、鶴ヶ市、熊谷市、戸田市、大塚市、越谷市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、熊谷市、古川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町 東京都 武蔵野市、葛多摩町 神奈川県 三浦市、藤沢市、葉山町、二宮町、大磯町、清川町 長野県 飯山市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、豊田市、安城市、瀬戸市、大府市、知立市、愛西市、北名古屋市、津島町、あま市、大田町、豊川町 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 滋賀県 彦根市、守山市、栗東市、甲賀市 京都府 宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町 大阪府 岸田町、東大津市、日根町、泉佐野市、泉佐野市、河内長野市、熊取町、柏原市、藤井寺市、岸和田市、大東市、島本町、能勢町、忠通町、瑞穂町、田尻町、神河、太子町、河内町、千早赤松村 兵庫県 明石市、西宮市 奈良県 奈良市、大磯郡市、大和郡市、生駒市 和歌山県 和歌山市、橋本町 福岡県 大野城市、久寿町、糸島市、柳井市、粕島町	茨城県 水戸市 東京都 板橋区 埼玉県 鴻巣市、羽生市、蓮田市 千葉県 船橋市、流山市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、藤沢市、沼津市、厚木市 大阪府 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市 福岡県 福岡市	茨城県 水戸市、ひたちなか市 東京都 板橋区、大田区 埼玉県 鴻巣市、蓮田市、岡崎町 静岡県 沼津市、岡崎町 愛知県 知多市		
	5歳地 0.0%			東京都 目黒区	埼玉県 飯沼市 東京都 羽村市、昭島市、練馬町、鶴川町 茨城県 日立市、筑前市、長久手市、東郷町、鹿嶋市、魏崎町、魏崎町 大阪府 豊能町	埼玉県 飯沼市 東京都 羽村市、昭島市、練馬町、鶴川町 茨城県 日立市、筑前市、長久手市、東郷町、鹿嶋市、魏崎町、魏崎町 大阪府 豊能町	東京都 目黒区		
	6歳地 0.0%				東京都 目黒区	埼玉県 飯沼市 東京都 羽村市、昭島市、練馬町、鶴川町 茨城県 日立市、筑前市、長久手市、東郷町、鹿嶋市、魏崎町、魏崎町 大阪府 豊能町	東京都 目黒区	埼玉県 飯沼市 東京都 羽村市、昭島市、練馬町、鶴川町 茨城県 日立市、筑前市、長久手市、東郷町、鹿嶋市、魏崎町、魏崎町 大阪府 豊能町	茨城県 水戸市、ひたちなか市 東京都 板橋区、大田区 埼玉県 鴻巣市、蓮田市、岡崎町 静岡県 沼津市、岡崎町 愛知県 知多市
その他 0.0%					東京都 目黒区	埼玉県 飯沼市 東京都 羽村市、昭島市、練馬町、鶴川町 茨城県 日立市、筑前市、長久手市、東郷町、鹿嶋市、魏崎町、魏崎町 大阪府 豊能町	東京都 目黒区	埼玉県 飯沼市 東京都 羽村市、昭島市、練馬町、鶴川町 茨城県 日立市、筑前市、長久手市、東郷町、鹿嶋市、魏崎町、魏崎町 大阪府 豊能町	茨城県 水戸市、ひたちなか市 東京都 板橋区、大田区 埼玉県 鴻巣市、蓮田市、岡崎町 静岡県 沼津市、岡崎町 愛知県 知多市

※参考資料 『04.令和3~5年度における地域区分の適用地域(障害児サービス)』

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
障害児 通所 支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円							
	放課後等デイサービス 重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	放課後等デイサービス 主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
	居宅訪問型児童発達支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	保育所等訪問支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造

- ①定員超過利用減算 所定単位数の70%算定(30%減算)
- (ア) 1日当たりの利用者数が定員5名の150%超過した場合
- $5名/日 \times 150\% = 7.5名/日$
- ▶ 7名までは「減算対象にはならない」
- (イ) 過去3ヶ月の平均利用者数が定員5名の125%超過した場合
- $5名/日 \times 125\% = 6.25名/日$
- ▶ 6名までは「減算対象にはならない」
- ②個別支援計画未作成減算
- 当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで間
- (ア) 減算適用1ヶ月目～2ヶ月目 所定単位数の70%算定(30%減算)
- (イ) 減算適用3ヶ月目～ 所定単位数の50%算定(50%減算)

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造

③開所時間減算（あくまで「運営規程」で定める営業時間にて判断）

学校休業日における営業時間が**6時間未満**の場合

(ア) 開所時間4時間未満 所定単位数の70%算定（30%減算）

(イ) 開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の85%算定（15%減算）

④自己評価結果等未公表減算

自己評価結果等の公表が**未実施**の場合

▶ 所定単位数の85%算定（15%減算）

「届出されなかった月」～
「解消された月」

⑤身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等に係る**記録をしていない**場合

▶ 利用者全員について所定単位数から5単位/日を減算

「記録しなかった月」～
「改善が認められた月」

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造

⑥ 児童指導員等加配加算

通常の人員基準の員数に加えて以下の職種が**常勤1名以上配置**している場合

- (ア) 理学療法士等を配置 + 374 単位/日
- (イ) 児童指導員等を配置 + 247 単位/日
- (ウ) その他従業者を配置 + 180 単位/日

※理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理指導担当職員、視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を修了した従業員

※児童指導員等：児童指導員、強度行動障害支援者養成研修（基礎編）を終了した指導員

※その他従業者：上記以外

⑦ 専門的支援加算 + 374 単位/日

通常の人員基準の員数に加えて以下の職種が**常勤1名以上配置**している

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造

- ⑧看護職員加配加算 (Ⅰ) + 400 単位/日
通常の人員基準の員数に加えて看護職員が**常勤1名以上配置**している
+
医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率 (利用日数/開所日数) を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が**40** 点以上
- ⑨看護職員加配加算 (Ⅱ) + 800 単位/日
通常の人員基準の員数に加えて看護職員が**常勤2名以上配置**している
+
医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率 (利用日数/開所日数) を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が**72** 点以上

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造 (加算)

Grannyで算定すべき加算

利用者負担上限額管理加算 月1回を限度) (1回につき150単位を加算)		Grannyで算定すべき加算
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)	
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)	
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)	
欠席時対応加算 (Ⅰ) 月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度 (Ⅰ回につき94単位を加算)		Grannyで算定すべき加算
欠席時対応加算 (Ⅱ) (Ⅱ回につき94単位を加算)	注 急病等により、サービス提供時間が30分以内となった場合	

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造 (加算)

①利用者負担上限額管理加算

利用者負担額 **合計額の管理** を行った場合 150 単位/月

②欠席時対応加算 (I) 94 単位/回

利用者が急病等により中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合

(ア) 月間平均稼働率 80% 未満 Max 8 回/月

(イ) 月間平均稼働率 80% 以上 Max 4 回/月

★条件★

(ア) 急病等によりその利用を中止した日の **前々日、前日又は当日** に連絡有

(イ) **電話等** により利用者の **状況を確認** し、引き続き放課後デイの **利用を促すなどの相談援助** を行う

(ウ) **記録** を残す

※直接の面会や自宅への訪問は要しない

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い



※参考資料 『05.欠席時対応加算記録表』

欠席時 対応記録	
年 月 分	
欠席連絡受付日時	年 月 日 曜日 時 分
利用日	<input type="checkbox"/> 当日 <input type="checkbox"/> 前日 <input type="checkbox"/> 前々日
欠席利用者名	
欠席予定日	年 月 日 曜日 ~ 月 日 曜日
欠席の連絡者	<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 ()
欠席の理由	<input type="checkbox"/> 本人の体調不良のため欠席
	<input type="checkbox"/> 用事のため欠席
	<input type="checkbox"/> 他事業所を利用するため欠席
	<input type="checkbox"/> その他
相談援助内容	【内容】
欠席時対応加算	<input type="checkbox"/> 算定 <input type="checkbox"/> 算定不可

※ 注1 欠席理由が、他事業所利用の場合は加算の算定はできません。
 注2 相談援助を実施していない場合は加算の算定はできません。

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造 (加算)

- ③欠席時対応加算 (Ⅱ) 94 単位/回
急病等により当日のサービス提供時間が30分以内となった場合

注意!

- (ア) 無理やりのサービス提供時間の延長 (30分を無理に超える) NG
- (イ) 基本報酬も加算も算定できない

※令和3年4月にこの取り扱いに関する具体的な事例が出る可能性があります

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造 (加算)

送迎加算	イ 障害児 重症心身障害児を除くの場合	(片道につき54単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位 注2 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき37単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100
延長支援加算	イ 障害児 重症心身障害児を除くの場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算 (I)	(1日につき200単位を加算)	
	ロ 関係機関連携加算 (II)	(1日につき200単位を加算)	
保育・教育等移行支援加算		(1回を限度として500単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I)	0月につき +所定単位×84/1,000	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除くを算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II)	0月につき +所定単位×61/1,000	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III)	0月につき +所定単位×34/1,000	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV)	0月につき +ハの90/100	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算 (V)	0月につき +ハの80/100	

Grannyで算定すべき加算

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造 (加算)

①送迎加算 37単位/回 (片道)

★条件★

(ア) 運転手1名: どんな職種でもOK

(イ) その他1名: 直接支援従業者 (児童発達支援管理責任者以外の職種)

②福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の8.4%

★条件★

(ア) キャリアパス要件 (Ⅰ)

→ 職位・職責・職務内容に応じた任用資格と賃金体系の整備

(イ) キャリアパス要件 (Ⅱ)

→ 資質向上のための計画を策定、研修の実施 or 研修の機会設置

(ウ) キャリアパス要件 (Ⅲ)

→ 経験や資格等に応じて or 一定の基準に基づき定期的に昇給

(エ) 職場環境等要件

→ 賃金改善以外の処遇改善 (職場環境の改善など) の取組実施

【C】 重心放課後デイと一般放課後デイの違い

※参考書籍・資料 『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編』 ・ 『02.障害福祉サービス費等の報酬算定構造』

(2) 報酬算定構造 (減算)

① サービス提供職員欠如減算

(ア) 人員基準を1割を超えて欠如	翌月から	～	解消された月まで減算
(イ) 人員基準を1割の範囲内で欠如	翌々月から	～	解消された月まで減算
▶ 適用1月目～2月目	所定単位数の70%算定 (30%減算)		
▶ 適用3月目以降	所定単位数の50%算定 (50%減算)		

② 児童発達支援管理責任者欠如減算

人員基準を満たしていない	翌々月から	～	解消された月まで減算
▶ 適用1月目～4月目	所定単位数の70%算定 (30%減算)		
▶ 適用5月目以降	所定単位数の50%算定 (50%減算)		